

令和6年（2024年）2月（第2回）教育委員会会議

1 開催日時

令和6年2月16日（金）18：00～

2 開催場所

宇部市役所4階 教育委員室

3 議 題

- ・ 議案第1号 宇部市立図書館規則中一部改正の件について
- ・ 議案第2号 宇部市学校教育法施行細則中一部改正の件について
- ・ 議案第3号 令和6年度当初予算について【非公開予定】
- ・ 議案第4号 議会の議決を経るべき議案について【非公開予定】

その他の事項

- ・ 令和5年度宇部市学校教育施策に関するアンケート結果について
- ・ 令和5年度コミュニティ・スクールの取組を進める3つの柱と8つの重点項目の取組状況調査結果について
- ・ 寄附の報告について

○宇部市立図書館規則

昭和四十五年七月一日

教育委員会規則第五号

(目的)

第一条 この規則は、宇部市立図書館条例（昭和三十九年条例第五十号）第七条の規定に基づき、宇部市立図書館（以下「図書館」という。）及び宇部市立図書館附設資料館（以下「図書館附設資料館」という。）の管理その他必要な事項を定めることを目的とする。

（平七教委規則四・一部改正）

(事業)

第二条 図書館は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第三条に規定する奉仕を行う。

(職員)

第三条 図書館に次の職員を置く。

- 一 館長
- 二 副館長
- 三 係長
- 四 事務職員
- 五 技術職員

2 図書館に必要があるときは、主幹及び副館長補佐を置くことができる。

（平三教委規則二・平五教委規則一・平六教委規則四・平七教委規則五・平二一教委規則二・一部改正）

(事務の分担)

第四条 館長及び係長は、上司の命を受け、館及び係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を補佐し、担当事務を掌理する。

3 主幹は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

4 副館長補佐は、副館長を補佐し、担当事務を掌理する。

5 事務職員及び技術職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

（平三教委規則二・平五教委規則一・平五教委規則三・平六教委規則四・平七教委規則五・平二一教委規則二・一部改正）

(分掌事務)

第五条 図書館に、企画運営係及び資料情報係を置く。

2 係においては、次の事務を掌理する。

企画運営係

- 一 図書館施策の推進に関すること。
- 二 図書館施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 図書館情報管理システムの運用管理に関すること。
- 四 図書館資料情報の発注及び受入れに関すること。
- 五 図書館協議会に関すること。
- 六 図書館の関係機関及び団体に関すること。
- 七 移動図書館、図書室及び学級文庫に関すること。
- 八 その他庶務に関すること。

資料情報係

- 一 図書館資料情報の選択、収集、整理、保存及び除籍に関すること。
- 二 図書館資料情報の閲覧、貸出し及び返却に関すること。
- 三 レファレンス・サービスに関すること。
- 四 貸出文庫に関すること。
- 五 読書団体等との連絡、調整及び協力に関すること。
- 六 図書館資料情報の相互貸借に関すること。

(平五教委規則三・平二〇教委規則六・平二一教委規則二・令二教委規則一五・一部改正)

(係員の協力)

第六条 係員は、分担事務に従事するほか、図書館においては、相助け、相互に協力しなければならない。

(平三教委規則二・旧第七条繰上)

(館内利用手続)

第七条 図書館資料は、図書館館内において、自由に利用できるものとする。

2 書庫に保管している図書館資料を利用しようとする者は、閉架図書閲覧申込書を館長に提出しなければならない。

3 図書館資料のうち視聴覚資料、電子書籍（電磁的記録によって作成された資料のうち、インターネットによる貸出しを行う書籍をいう。以下同じ。）を利用しようとする者は、館長に申し出なければならない。

4 インターネット接続サービスを利用しようとする者は、館長に申し出なければならない。

(平五教委規則三・追加、令二教委規則一五・一部改正)

(図書館資料の複写)

第八条 図書館資料の複写を希望する者は、資料複写申込書を館長に提出しなければならない。

2 館長は、利用者の希望に応じ、図書館資料を複写したときは、当該利用者から別に定める額を徴収するものとする。

(平五教委規則三・追加、平六教委規則六・一部改正)

第九条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館資料の複写を拒むことができる。

- 一 著作権侵害のおそれがあるとき。
- 二 図書館の管理上支障があると認めたとき。

(平五教委規則三・追加)

(館外利用の範囲)

第十条 図書館外における図書館資料の利用（以下「館外利用」という。）の範囲は、貴重資料及びこれに準じる資料並びに参考資料、その他館長が指定する資料（以下「特別資料」という。）以外の図書館資料とする。

(平五教委規則三・追加)

(館外利用の資格)

第十一条 館外利用ができる者は、次の各号のいずれかの要件に該当する者とする。ただし、電子書籍の利用は、第一号又は第二号のいずれかの要件に該当する者に限る。

- 一 市内に住所を有する者で、その事実を証明できるもの
- 二 市内に通勤又は通学する者で、その事実を証明できるもの
- 三 山陽小野田市、美祢市又は山口市に住所を有する者で、その事実を証明できるもの
- 四 その他館長が適当と認める者

(平五教委規則三・追加、平一三教委規則三・平一六教委規則一・平一七教委規則二・平一七教委規則四・令二教委規則一五・一部改正)

(利用者カードの交付)

第十二条 館外利用をしようとする者は、利用者カード申込書（以下「カード申込書」という。）を館長に提出しなければならない。

- 2 利用者カードは、一人につき一枚交付するものとする。
- 3 利用者カードは、本人以外の者に貸与又は譲渡してはならない。

4 利用者カードの有効期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

一 前条第一号の要件に該当する者に新規に交付した利用者カード 同条同号の要件に該当しなくなるまでの期間

二 前条第二号から第四号のいずれかの要件に該当する者に新規に交付した利用者カード 交付した日以後のその者の三回目の誕生日(その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。次号において同じ。)までの期間

三 次項の規定により更新された利用者カード 更新前の有効期間が満了した後のその者の三回目の誕生日までの期間

5 利用者カードの更新は、有効期間の満了の日の三月前から行うことができる。

(平五教委規則三・追加、平一九教委規則九・令二教委規則一五・一部改正)

(カード申込書記載事項の変更)

第十三条 利用者カードの交付を受けている者は、カード申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

(平五教委規則三・追加)

(利用者カードの再交付)

第十四条 利用者カードの交付を受けている者は、当該利用者カードを亡失又は汚損したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

2 館長は、前項の規定による届出を受理したときは、審査の上、利用者カードを再交付することができる。

(平五教委規則三・追加)

(利用者カードの返納)

第十五条 館長は、利用者カードの交付を受けている者に次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、当該利用者カードを返納させなければならない。

一 第十一条各号に規定する要件のいずれにも該当しなくなつたとき。

二 利用者カードを他人に貸与又は譲渡したとき。

三 利用者カードを改ざんしたとき。

(平五教委規則三・追加)

(館外利用手続)

第十六条 図書館外において資料~~図書館資料~~(電子書籍を除く。)を利用しようとする者は、利用者カード~~又は電子情報処理組織により当該利用しようとする者の移動端末設備に表示することができる電子利用者番号(認証用サイトより取得したものであって、図書館の使用に係る電子計算機で読み取ることができる利用者認証用のバーコードが含まれたもの。)~~を提示しなければならない。

(平五教委規則三・追加、令二教委規則一五・一部改正、~~令六教委規則〇・一部改正~~)

(館外利用の限度)

第十七条 館外利用における貸出冊数等の限度は、館外利用、自動車図書館利用を合わせて、雑誌、視聴覚資料、電子書籍以外の図書館資料十冊以内、雑誌三冊以内、視聴覚資料三点以内、電子書籍五冊以内とし、貸出期間は十四日以内とする。

2 前項に規定する貸出冊数等は、未返還の図書館資料があるときには、当該未返還の冊数等を控除した冊数等とするものとする。

3 館長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず貸出冊数等若しくは貸出期間を変更し、又は貸出期間中の図書館資料の返還を求めることができる。

(平五教委規則三・追加、平二一教委規則二・平三〇教委規則四・令二教委規則一五・一部改正)

(特別資料の貸出)

第十八条 館長は、特に必要があると認めるときは、特別資料を館外において利用させることができる。

2 特別資料の貸出を受けようとする者は、特別資料貸出申込書を館長に提出しなければならない。

(平五教委規則三・追加)

(文庫の設置)

第十九条 館長は、読書の普及及び推進を図るため、貸出文庫(以下「文庫」という。)を設ける。

(平五教委規則三・追加)

(文庫利用手続)

第二十条 市内の官公庁、学校、事業所及び各種団体(以下「団体」という。)は、文庫を利用しようとするときは、団体利用者カード申込書を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申込書を受理したときは、審査の上、団体利用者カードを一団体につき一枚交付するものとする。

(平五教委規則三・追加)

(文庫利用の限度)

第二十一条 文庫利用における図書館資料の貸出冊数は、団体の構成員一人につき四冊以内とし、貸出期間は一か月以内とする。

(平五教委規則三・追加)

(文庫の管理)

第二十二条 文庫を利用する団体の代表者は、貸出しを受けている図書館資料の管理について責任を負わなければならない。

2 館長は、図書館資料の取扱いが適当でないと認めたときは、その団体に対する貸出しを停止することができる。

(平五教委規則三・追加)

(代表者変更の届出)

第二十三条 文庫を利用する団体の代表者は、当該団体の代表者に変更があつたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(平五教委規則三・追加)

(自動車図書館の設置)

第二十四条 館長は、図書館資料の利用機会の拡大を図るため、自動車図書館を設ける。

(平五教委規則三・追加)

(自動車図書館の利用資格等)

第二十五条 自動車図書館の利用資格及び利用手続については、第十一条から第十六条までの規定を準用する。

(平五教委規則三・追加)

(図書室の設置)

第二十六条 館長は、ふれあいセンター等の公共施設に図書室を設けることができる。

(平五教委規則三・追加、令二教委規則七・一部改正)

(図書室の利用手続)

第二十七条 図書室の利用手続は、図書室が設置された公共施設の管理者が定める。

(平五教委規則三・追加)

(入館者の制限)

第二十八条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を断り、又は退館を求めることができる。

- 一 図書館内において他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をする者
- 二 図書館内の風紀を乱すおそれがあると認められる者
- 三 その他図書館職員の指示に従わない者

(平五教委規則三・追加)

(その他)

第二十九条 この規則の施行について必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定める。

(平三教委規則二・旧第八条繰上・平五教委規則三・旧第七条繰下)

附 則

- 1 この規則は、昭和四十五年七月一日から施行する。
- 2 宇部市立図書館規則（昭和二十八年四月一日教委規則第九号）は、廃止する。

附 則（昭和四十八年十一月一日教委規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年三月二十七日教委規則第五号）

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（平成三年三月二十九日教委規則第二号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成五年三月三十一日教委規則第一号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年十月一日教委規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年三月三十一日教委規則第四号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年十二月二十二日教委規則第六号）

この規則は、平成七年一月一日から施行する。

附 則（平成七年三月二十八日教委規則第四号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年三月三十一日教委規則第五号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十九日教委規則第三号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十月十二日教委規則第一号）

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十五日教委規則第二号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年九月二十八日教委規則第四号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成十九年六月二十五日教委規則第九号）

1 この規則は、平成十九年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付した利用者カードの有効期間は、施行日以後のその者の四回目の誕生日までの期間とする。

附 則（平成二十年三月二十六日教委規則第六号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十六日教委規則第二号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年一月二十六日教委規則第四号）

この規則は、平成三十年三月一日から施行する。

附 則（令和二年二月二十七日教委規則第七号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十一月十七日教委規則第十五号）

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和六年二月〇日教委規則第〇号）

この規則は、令和六年三月一日から施行する。

宇部市教育委員会規則第 号

宇部市立図書館規則（昭和四十五年教育委員会規則第五号）の一部を次のように改める。

令和 年 月 日

宇部市教育長 野 口 政 吾

第十六条中「資料」を「図書館資料」に改め、「利用者カード」の下に「又は電子情報処理組織により当該利用しようとする者の移動端末設備に表示することができる電子利用者番号（認証用サイトより取得したものであって、図書館の使用に係る電子計算機で読み取ることができる利用者認証用のバーコードが含まれたもの。）」を加える。

附 則

この規則は、令和六年三月一日から施行する。

宇部市立図書館規則 新旧対照表

旧	新
(館外利用手続) 第十六条 図書館外において資料(電子書籍を除く。)を利用しようとする者は、利用者カード を提示しなければならない。	(館外利用手続) 第十六条 図書館外において図書館資料(電子書籍を除く。)を利用しようとする者は、利用者カード又は電子情報処理組織により当該利用しようとする者の移動端末設備に表示することができる電子利用者番号(認証用サイトより取得したものであって、図書館の使用に係る電子計算機で読み取ることが出来る利用者認証用のバーコードが含まれたもの。)を提示しなければならない。

宇部市立図書館規則の一部改正について

【要旨】

スマートフォン等に電子利用者番号を表示する機能の導入に伴い、館外利用手続に関する規定について所要の整備を行うもの

【改正の理由】

令和6年2月に図書館システムを更新することに伴い、スマートフォン等に電子利用者番号を表示する機能が新たに追加された。

現在、図書資料を館外で利用するためには、利用者カードの提示が必要であるが、システム更新後は、利用者カードを持参しなくても、スマートフォン等の移動端末設備に電子利用者番号（利用者認証用のバーコードが含まれたもの）を表示し提示することで図書資料を借りることが可能となり、令和6年3月1日から運用を開始しようとするものである。

なお、現行の利用者カードについては、スマートフォンを利用していない子どもや高齢者を考慮し、一人につき一枚の交付を継続する。

《参考》

- ・利用登録者数 112,099人（令和5年4月1日現在）
- ・県内公立図書館の導入状況
山口県立図書館、岩国市立図書館、萩市立図書館、山口市立図書館の4館
（令和6年1月31日現在）

【改正の内容】

○館外利用手続に関する規定の改正

- ・図書館外において図書資料を利用する者が提示しなければならないものに、「館外利用者の移動端末設備に表示することができる電子利用者番号（利用者認証用のバーコードが含まれたもの）」を加える。
- ・字句の修正 「資料」を「図書館資料」に改める。

○ 改正（案） 別紙のとおり

○ 施行年月日 令和6年3月1日

【その他】

宇部市学びの森くすのき図書館については、宇部市学びの森くすのき条例施行規則第8条（宇部市立図書館規則の規定の準用）により、同様の取扱いとなる。

【参考】

令和6年3月1日（金）9時から

スマートフォンを使って図書などを借りられます！

スマートフォンの画面に表示されるバーコードを提示することで、
本を借りることができます。

※従来の利用者カードも引き続き使用できます。



【利用者カードのバーコード表示】

①宇部市立図書館ウェブサイトアクセスし、
「利用者カード表示」をタップ

②「利用照会」画面に、「利用者番号」と
「パスワード」を入力

※「利用者番号」を入力します。

利用者カードのバーコードの下番号
（0から始まる9桁の番号）

※「パスワード」を入力します。

（初期パスワードは誕生日4桁）

③「利用者ポータル」画面に利用者カードの
バーコードが表示されます。

図書などを借りる時は、この画面を表示し、
自動貸出機で手続きをしてください。

図書館利用者カードの申し込みが 電子申請でもできるようになります。

【電子申請手順】

①宇部市立図書館ウェブサイトアクセスし、「利用案内」の「利用者カード申込書」
に必要事項を入力し、本人確認ができる証明書等のデータを添えて申請します。

②後日、図書館から登録完了メール（利用者番号）が届きます。

③図書の予約や電子図書館※の利用が可能となります。

④予約本の受取り等の来館時に、「利用者カード」をお渡しします。

※電子図書館が利用できる人は、宇部市に居住している人又は宇部市に通勤通学している人です。

宇部市立図書館規則の一部改正について

【要旨】

スマートフォン等に電子利用者番号を表示する機能の導入に伴い、館外利用手続に関する規定について所要の整備を行うもの

【改正の理由】

令和6年2月に図書館システムを更新することに伴い、スマートフォン等に電子利用者番号を表示する機能が新たに追加された。

現在、図書館資料を館外で利用するためには、利用者カードの提示が必要であるが、システム更新後は、利用者カードを持参しなくても、スマートフォン等の移動端末設備に電子利用者番号（利用者認証用のバーコードが含まれたもの）を表示し提示することで図書館資料を借りることが可能となり、令和6年3月1日から運用を開始しようとするものである。

なお、現行の利用者カードについては、スマートフォンを利用していない子どもや高齢者を考慮し、一人につき一枚の交付を継続する。

《参考》

- ・利用登録者数 112,099人（令和5年4月1日現在）
- ・県内公立図書館の導入状況
山口県立図書館、岩国市立図書館、萩市立図書館、山口市立図書館の4館
（令和6年1月31日現在）

【改正の内容】

○館外利用手続に関する規定の改正

- ・図書館外において図書館資料を利用する者が提示しなければならないものに、「館外利用者の移動端末設備に表示することができる電子利用者番号（利用者認証用のバーコードが含まれたもの）」を加える。
- ・字句の修正 「資料」を「図書館資料」に改める。

○ 改正（案） 別紙のとおり

○ 施行年月日 令和6年3月1日

【その他】

宇部市学びの森くすのき図書館については、宇部市学びの森くすのき条例施行規則第8条（宇部市立図書館規則の規定の準用）により、同様の取扱いとなる。

○学校教育法施行細則

昭和二十九年五月一日

教育委員会規則第十号

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号。以下「令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この規則で「学校」とは、法第一条に定める学校のうち、宇部市立学校をいう。

(平一九教委規則六・一部改正)

(備付表簿)

第三条 学校に備えなければならない表簿及びその保存年限は、規則第二十八条に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

- 一 学校沿革誌 永年
- 二 卒業証書授与台帳 永年
- 三 往復文書綴 五年
- 四 諸届願出書綴 五年
- 五 児童生徒の賞罰録 五年
- 六 出張命令簿 五年
- 七 日直及び宿直日誌 五年

2 規則第二十八条第一項に規定する表簿及び前項に規定する表簿の様式は、別に定めのあるもののほか、校長が定める。

(令二教委規則二・一部改正)

第二章 小学校

(書類の様式)

第四条 次の各号に掲げる書類等の様式は、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 令第五条に規定する児童生徒入学期日通知書 第一号様式
- 二 令第七条に規定する児童生徒氏名及び入学期日通知書 第二号様式

- 三 令第八条に規定する児童生徒入学変更願及び通知書 第三号様式
- 四 令第二十条に規定する長期欠席児童生徒報告書 第四号様式
- 五 令第二十二条に規定する全課程修了児童生徒報告書 第五号様式
- 六 規則第三十四条に規定する就学義務猶予（就学免除）願書 第六号様式
- 七 規則第六十三条に規定する臨時休業報告書 第七号様式

（平一五教委規則四・令二教委規則二・一部改正）

（学級編制資料及び提出期日）

第五条 校長は、学級編制をしようとするときは、公立小中学校学級編制表（第八号様式）を作成し、毎年一月二十五日までに教育委員会に提出しなければならない。

- 2 学年の中途において、学級編制を変更しようとするときは、児童生徒数報告書（第九号様式）によらなければならない。

（平一五教委規則四・一部改正）

（休業日）

第六条 規則第六十一条第三号の規定による休業日は、次のとおりとする。

- 一 学年初め 四月一日から四月七日まで
- 二 夏季 七月二十一日から八月二十四日まで
- 三 冬季 十二月二十五日から翌年一月七日まで
- 四 学年末 三月二十一~~七~~日（最終学年においては卒業式の翌日）から三月三十一日まで

- 2 校長は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、前項に規定する休業日を変更することができる。

- 3 校長は、第一項に規定するもののほか、特に必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て休業日を設けることができる。

- 4 校長は、教育上必要があり、かつやむを得ない理由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休業日を授業日に変更することができる。

（平一五教委規則四・令二教委規則二・令二教委規則一三・令六教委規則一・一部改正）

（出席状況等の報告）

第七条 校長は、毎月二十日までに月の初日の児童生徒数及び前月末の児童生徒異動状況を教育委員会に報告しなければならない。

（平二教委規則三・一部改正）

（報告）

第八条 校長は、次の各号に掲げる理由が生じた場合は、その状況及びてん末を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- 一 学校において火災、水難、盗難等の被害があつたとき。
- 二 学校職員又は児童生徒が死亡したとき。
- 三 その他校長が特に必要と認めたとき。

2 前項第二号の報告は、児童生徒死亡報告書（職員死亡報告書）（第十号様式）によらなければならない。

（平一五教委規則四・一部改正）

第三章 中学校

（中学校の規定への準用）

第九条 第四条から前条までの規定は、中学校に準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十二年三月二十七日教委規則第六号）

この規則は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十七年三月十二日教委規則第二号）

この規則は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十年十二月十四日教委規則第四号）

この規則は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二年五月三十日教委規則第三号）

この規則は、平成二年六月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十七日教委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十三日教委規則第六号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（令和二年二月五日教委規則第二号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年七月十日教委規則第十三号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年二月〇日教委規則第一号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(令和二年度の夏季及び冬季の休業日)

2 第六条第一項の規定にかかわらず、令和二年度の夏季及び冬季の休業日については、同項第二号中「七月二十一日から八月二十四日まで」とあるのは、「八月一日から八月十六日まで」とし、同項第三号中「十二月二十五日から翌年一月七日まで」とあるのは、「十二月二十六日から翌年一月四日まで」とする。

様式 略

宇部市教育委員会規則第一号

学校教育法施行細則（昭和二十九年教育委員会規則第十号）の一部を次のように改める。

令和六年二月 日

宇部市教育委員会教育長 野口政吾

第六条第一項第四号中「三月二十七日」を「三月二十一日」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

議案第一号

学校教育法施行規則中一部改正の件

学校教育法施行細則（昭和二十九年教育委員会規則第十号）の一部を次のように改める。

令和六年二月十六日提出

宇部市教育委員会教育長 野口政吾

第六条第一項第四号中「三月二十七日」を「三月二十一日」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

「令和5年度コミュニティ・スクールの取組を進める3つの柱と8つの重点項目」の取組状況調査結果

- 1 調査目的 本年度の取組の進捗状況を把握し、次年度の取組事項作成の基礎資料とする。
- 2 調査期間 令和5年12月
- 3 調査方法 各小中学校長及び学校運営協議会委員に点検を依頼。
- 4 調査項目

1 地域学校協働活動の推進

- (1) 十分なコロナ感染防止対策を講じた上での協働活動の創意工夫と大人の学び、交流の場づくりの促進
- (2) 地域学校協働活動推進員・社会教育推進委員会等との連携・協働
- (3) 児童生徒の地域貢献意識の向上をめざす学習を総合的な学習の時間を核として明確に位置付けた学校・地域連携カリキュラムの充実・実施
- (4) 小中高連携等、幅広い世代での協働活動の推進
- (5) 「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の一体的な推進への理解浸透

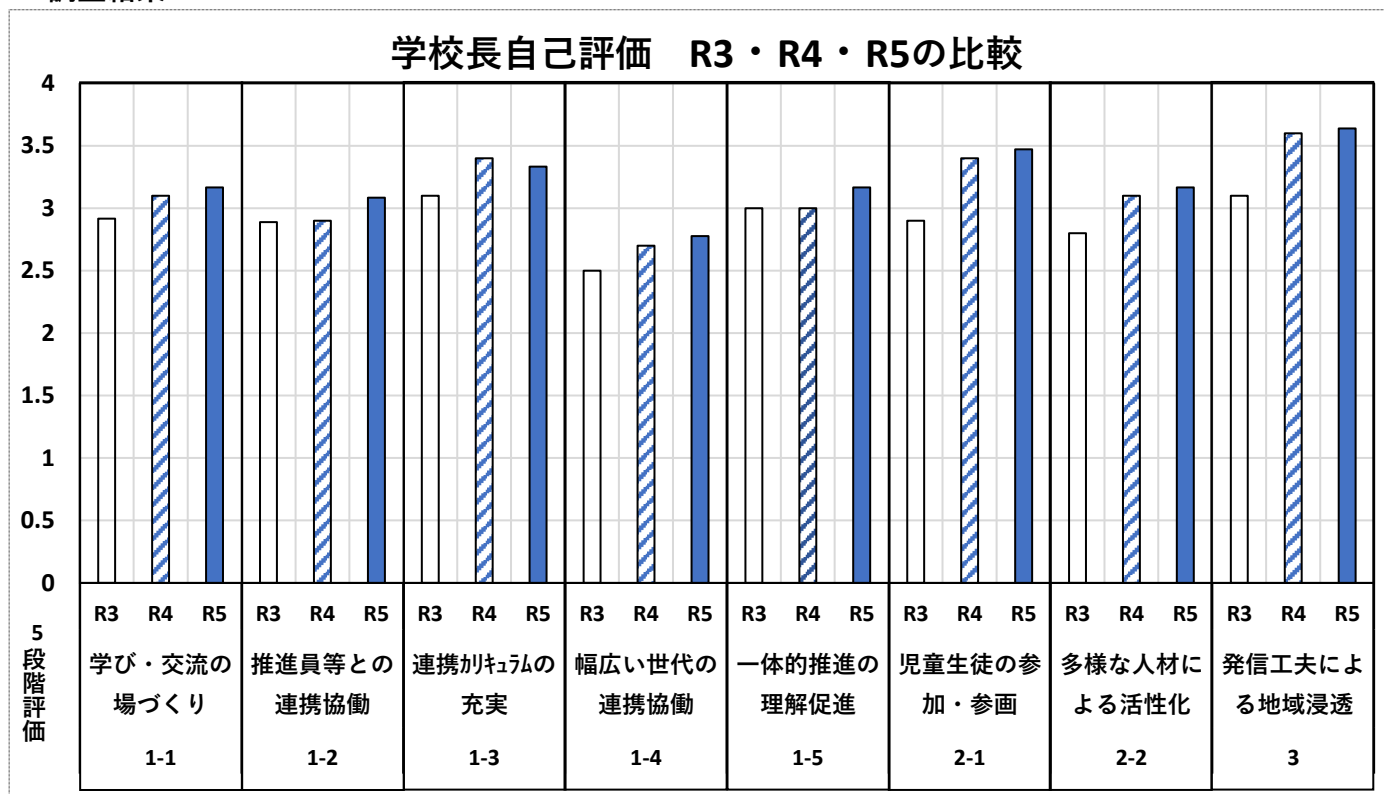
2 学校運営協議会の一層の充実

- (1) 幅広い児童生徒の参加・参画による熟議の充実と学校課題解決の推進
- (2) 女性、若手など多様な地域人材の参画による協議会の活性化と継続的な人材育成

3 保護者・地域に届く情報発信の充実

- (1) 直接的・間接的な情報発信の工夫によるコミュニティ・スクールの取組の浸透

5 調査結果



6 結果の分析と今後の取組の方向性（数値は評価平均値）

1-3「連携カリキュラムの充実」を除く7項目で、3年連続で自己評価が向上している。8項目全体の評価も昨年度より0.1ポイント(以下P)向上。本調査は学校運営協議会委員対象にも実施しているが、委員の評価は全ての項目で上記学校の評価を平均で0.2P上回り、評価傾向は学校とほぼ同様となっている。

(1) 地域学校協働活動の推進

①大人の学び・交流の場づくり

コロナ感染症への対応が変更となり協働活動への制限が軽減され、取組の評価平均は昨年度より0.3P向上した。ただし、12月末時点で、地域住民の学校支援来校者数は小学校で減少、中学校で増加、全体では微増(3%)に留まっている。学校での授業における支援や協働は大人の学びにもつながることから、今後とも、地域の大人の学びの場、社会教育の場ともなる学校づくりの推進が求められる。

②地域学校協働活動推進員・社会教育推進委員会との連携・協働

協働活動のキーパーソンである地域学校協働活動推進員と本市における地域学校協働本部の役割を担う社会教育推進委員会は委嘱3年目を迎え、活動内容と認知度が徐々に向上し、数値も0.2P向上した。学運協委員による評価も昨年度より向上している。ただし、小学校に比べ中学校での評価が0.4P低く、複数地区を抱える中学校での両者との連携協働には課題が残る。また、地域における認知度はまだまだ低く、社会教育の推進拠点であるふれあいセンターと連携した取組の強化が必要である。

③学校・地域連携カリキュラムの充実・実施

総合的な学習の時間の充実は特に中学校において大きな課題であったが、本年度の中学校の評価は0.1P低下しており、依然として課題の解決には至っていない。小学校も本年度の本市教育施策アンケート調査での児童の地域貢献意識の項目が昨年度を8%下回っている。学校教育課と連携して担当者の研修を進め、総合の全体計画の見直しを図ってきた。グランドデザインの目標の達成に向けた総合の計画がある程度整ったことから、次年度はその実行を図る重要な一年となる。

④小中高連携等、幅広い世代との協働活動

高等学校等との連携は、卒業生としての若者を巻き込んだ取組が見られるようになってきた。ただし、3年連続して評価が低く、本年度も全項目の中で最も低い。本項目は高等学校等との連携協働の取組に限定した評価と捉えられ、小中連携という核となる取組が反映されていない可能性もある。小中連携については小中合同学運協の運営等に課題も見られることから、評価規準の見直しも検討したい。

⑤「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の一体的な推進への理解浸透

本項目は教職員の理解促進を図る項目である。本年度は「学校での協働活動の推進は地域の活性化につながり、教職員の地域貢献は学校教育において地域学習を進め、地域愛や地域貢献意識が高い児童生徒を育てることにある」との啓発を進めた結果、教職員の認識が少しずつ浸透し、評価値の向上(0.2P)につながったと考える。今後は教職員に加え、保護者への啓発も重点項目として掲げていきたい。

(2) 学校運営協議会の一層の充実

①幅広い児童生徒の参加・参画

学校運営協議会への児童生徒の参加・参画については、本年度は生徒会役員等の一部の児童生徒だけでなく、より幅広い児童生徒の参加・参画を目標としたが、他の委員会の児童生徒の参加、総合的な学習の時間の一環としての学運協委員との熟議の実施など多様な参加・参画の工夫がみられるようになり、評価もさらに0.1P向上した。より一層の充実に向け、熟議参加までの学びや準備の充実、熟議内容の実現に向けた継続的な取組に力を入れたい。

②多様な地域人材による協議会の活性化と人材育成

本年度は学校運営協議会委員の2年任期の改選期であり、さらに多様な人材の委員委嘱が進められ、評価は0.1P向上した。委員だけでなく、熟議テーマによって、PTAや自治会長等、多様な地域住民に参加を依頼し、充実した熟議が行われている。ただし、委員の女性構成比がまだ低いなど課題もある。持続可能な取組となるよう、引き続き一層の多様化を図っていきたい。

(3) 地域に届く情報発信

①直接的・間接的情報発信の工夫による取組の地域への浸透

コロナ感染症の対応の変更により学校内外での協働活動の取組が活性化しており、保護者や地域住民が協働活動の姿を直接目にする機会は多くなった。学校ホームページによる情報発信も大半の学校でコミュニティ・スクールの特設ページを設けて積極的に進められている。このような取組から、評価は全項目中最も高くなっている。ただし、学校ホームページの更新には学校差が大きいため、学校間格差の解消に努めたい。

社会教育推進委員会 好事例



12月2日（土） みさき健康フェア
岬地区社会教育推進委員会・岬小学校

岬地区社会教育推進委員会は、12月2日（土）にみさき健康フェアを開催しました。岬地区では、6月第の1回社教推で、「みさき健康フェア」を岬小学校の体力テストと合同開催ができないかということが提案、協議されました。9月の第2回社教推では、合同開催を基に詳細が話し合われました。12月2日当日は、岬ふれあいセンター、岬小学校の運動場、体育館を会場に、健康フェア・岬小体力テスト（兼参観日）が合同開催されました。センターでは血圧・骨密度測定、閉眼片足立ち、棒反応等々が、体育館では、立ち幅跳びや上体起こし等が、運動場では50m走、長縄跳び、全員鬼ごっこが行われ、多いに賑わいました。センターへの申し込みは当初15名とのことでしたが、参観日に訪れたお父さん、お母さんが飛び入り参加し、小学生以外の参加者は60名になりました。また常盤中学校の生徒9名がボランティア参加し、サポートをしながら楽しんでいる姿がありました。好天にも恵まれ、岬地区の皆さんは爽やかな汗を流しておられました。



11月25日（土） 社会教育研修会「ときわ学」
恩田地区社会教育推進委員会・常盤中学校

恩田地区社会教育推進委員会は、11月25日（土）に恩田地区社会教育研修会を開催しました。この研修会では、常盤中学校の生徒11名が「ときわ学」の成果を発表しました。ときわ学とは、総合的な学習の時間に、宇部市の良さや課題について探究し、地域貢献活動に繋げる学習です。今年度のテーマは、「環境」「スポーツ・運動」「防災・災害」「人権」「地産地消」です。当日は、各テーマにおける「現状」「課題解決に向けて自分たちができること」さらには、より良い課題解決に向けて「地域の皆さんに相談したいこと」という三部構成で提案がなされました。提案後、68名の参加者（常盤中学生徒、学運協委員、社教推委員、地域住民、山口大学大学院生）は9グループに分かれて、ワールドカフェ方式で熟議を行い、常盤中学生徒の提案は、ブラッシュアップされ恩田地区住民共有の課題になっていきました。「ときわ学」での学びは、連携校の恩田小学校、岬小学校との小中合同総合的な学習の時間発表会で、小学生とも共有されることになっています。



2月21日 子どもと大人の探鳥会 西宇部小学校・西宇部社会教育推進委員会

2月21日(火)に西宇部地区では、西宇部小学校、社会教育推進委員会、まちづくりサークルとの協働による探鳥会が、開催されました。参加者は、西宇部小学校2年生45名、地区住民17名です。講師は、西宇部地区在住の崖 登司之様です。当日は、先ず、大人の参加者がふれあいセンターに集合し、開催手順について打ち合わせた後、徒歩にて西宇部小学校近くの岩瀬田堤をめざしました。道中ジョウビタキやメジロたちに出会い、参加者からは歓声が上がっていました。小雪舞う中、参加者の皆さんは岩瀬田堤に到着し、西宇部っ子も生活科の授業として合流し、いよいよ観察が始まりました。双眼鏡等を首にかけ、一生懸命覗く視線の先には、マガモ、オシドリ、アオジ等々たくさんの鳥たちに出会うことができました。全部で13種類の野鳥観察ができました。西宇部っ子は、沢山の野鳥が暮らす西宇部地区の自然と、優しく観察方法を教えてくださる西宇部地区の皆さんが大好きになったに違いありません。地域学校協働活動で、鳥の生態について学び、観察を通して人と人がつながる素晴らしい活動が展開されていました。



子ども同士、子どもと大人、大人同士の対戦



同時に二人と対戦される小野さん



一目で分かる駒の進み方

2月9日(木曜日) 子どもと大人の将棋教室 万倉地区 社会教育推進委員会

2月9日(木)万倉ふれあいセンターで、子どもと大人の将棋教室が開催されました。この教室は昨年9月に始まりました。指導者は宇部警察署 万倉駐在所長の小野能己さんです。万倉地区では昨年、子どもと大人の協働活動に関するアンケートが実施されました。将棋を学びたいという子どもの願いと、将棋の指導が可能とされた小野さんの回答が見事マッチングし、教室開催となりました。当日は子ども7名、大人5名、引率の保護者4名の計16名、船木地区からも2家族が参加しておられました。将来の棋士をめざし子ども達は真剣勝負に挑んでいました。小野さんは「教えるのではなく、自ら学び取る」「万倉地区に賑わいを」を大事にしておられるとのことでした。保護者の皆さんは、将棋を通して技と礼儀を学んでいる我が子の姿に目を細めておられました。教室は毎月第2・4木曜日に開催されています。万倉地区以外の参加も歓迎とのことでした。(詳細は万倉ふれあいセンターまで 67-0201)



12月 18日（日） 「常盤湖本土手保存整備活動」
常盤池（湖）本土手保存有志の会、恩田地区社会教育推進委員会、子ども委員会

恩田地区社会教育推進協議会は、11月26日（土曜日）に、「常盤湖の歴史」について学ぶ会を開催しました。常盤湖は、江戸時代、今から約330年前の元禄期に椋梨権左衛門が中心となって造った灌漑用の湖です。その後、2016年には世界灌漑施設遺産に登録されています。その歴史ある常盤湖を皆の力で守ろうと、12月18日（日曜日）に、「常盤湖本土手保存整備活動」が行われました。当日は小雪舞う凍える天候でしたが、恩田小、常盤小、常盤中、宇部中央高校、ジュニアリーダー、大学生、地域住民等々総勢85名が集まりました。作業は、排水用の水路（天然石を掘削して造られたもの）の確保です。常盤湖が増水した時に、決壊させることなく排水させるための整備作業です。参加者は水路に溜まった落ち葉をかき集めたり、枯れた木や竹を伐採したりという作業に2時間、力を合わせました。作業後は会の皆さんが用意されたお茶や、コーヒーで温まり、互いの検討を称え合っていました。



1月18日（火） 船木あったか見守りネットワーク
船木地区コミュニティ推進協議会・楠中学校・社会教育推進委員会

1月18日（火） 楠中学校で、船木地区コミュニティ推進協議会長兼、社会教育推進委員会長の長谷川さんから、生徒会の皆さんを対象に、「船木あったか見守りネットワーク」への協力依頼の会がありました。現在、当ネットワークには68社の登録があり、船木地区一丸となって高齢者見守りに取り組んでおられます。「高齢者宅の新聞受けに新聞が数日分溜まっている」とか「高齢者が一人でフラフラ歩いておられ心配」等々、気になることがあれば、学校、包括支援センター、警察、周りの大人に知らせてほしいというものです。楠中学校生徒会としては、代表として聞き取ったことを、全校に伝え取組方法について協議することです。地元の業者、金融機関、交通機関の関係者と共に、楠中学校生徒の活躍が期待されます。



アンケート調査成人用設問（案）

あなたの年齢は、次のうちどれですか（あてはまるもの1つに○）

1 10歳以下	2 20～29歳	3 30～39歳
4 40～49歳	5 50～59歳	6 60～69歳
7 70～79歳	8 80～89歳	9 90歳以上

この性別は、次のうちどれですか（あてはまるもの1つに○）

1 男性 2 女性

あなたの職業は、次のうちどれですか（あてはまるもの1つに○）

1 専業主婦・主夫	2 自営業（農業を含む）
3 公務員・団体職員	4 会社員（正社員を含む）
5 パート・アルバイトなど（短期雇用契約社員・派遣社員を含む）	6 収入のある仕事はしていない

その他（ ）

あなたの世帯は、次のうちどれですか（あてはまるもの1つに○）

1 単身世帯	2 夫婦のみの世帯（専業主婦を含む）
3 親と子供世帯の2世代世帯	4 親と子供と孫の3世代世帯

その他（ ）

あなたは、青少年や成人を対象とした趣味、教養、スポーツなどの教室やイベントなどに参加していますか。（あてはまるものに○）

1 参加している 2 参加していない

もし参加していない場合は、それは何ですか（ ）

それ以外の方におたずねします。（ ）

それは何ですか（ ）

小学生向けアンケート案

学年（1年～3年）
学年（4年～6年）

は、男子ですか、女子ですか。
は、何年生ですか。
きょうだい（兄・姉・弟・妹）はいいますか。
誰と一緒に住んでいますか。
「うーん」と思っているか。
を教えてください。

ついて

不安になりますか（障がい1人になる・障がい者が減ることになりますか）（楽な生活が得られなくなるか）

い（とても楽しい・まあまあ楽しい等）
か（遊ぶ場所がない・学校・学童・家・公園・山・

（同級生・上級生・きょうだい・家族・か（一人でゲームをする・スポーツをしていますか（自転車・車の運転・歩く）ますか（父・母・先生・近所の人・おじいちゃん・おばあちゃん）

1月13日（木） 地域と学校の協働活動の推進について 万倉地区社会教育推進委員会

万倉地区では、8月の社会教育推進委員会で「地域と学校の協働活動」を進めるに当たり、地域住民は何を求めているのか、また、その求めに万倉地区社会教育推進委員会としてどう応えることができるのか協議を進めました。第2回10月6日には、小学生、中・高生、成人の部会に分かれ意識調査を実施されました。部会ごとに調査内容を検討され、第3回 12月15日には、調査内容の取りまとめをされました。第4回1月13日の会では、アンケートの依頼文書、意識調査の最終校正をされ、2月には実施となります。集計結果を地区の皆さんにお知らせし、新年度を目途にできることから行動に移されたいとのことです。高齢化が進むからこそ、子どもを巻き込み「人づくり、つながりづくり、地域づくり」につなげていきたいとの熱い思いで取り組まれています。

寄 附 (1月分)

令和6年2月16日 報告

寄附年月日	寄 附 者	金 額 等	趣 旨 等
令和6年1月10日	匿 名	5,000 円	交通遺児のため として (平成24年度から通算141回目)
令和6年1月29日	UBE労働組合宇部支部 支部長 郷 中 健 治	10,000 円	交通遺児のため として